

小学1～3年生の均等割を

令和7年度

申請により減免します！

■少子化対策や子育て世帯への負担軽減を目的とした法改正が行われ、令和4年度から全国で未就学児に対する国民健康保険税の均等割額の5割軽減(半額)を実施していますが、愛川町独自の施策として、小学校就学後の子育て世帯の保険税の負担を緩和するため、**申請により引き続き均等割額の5割軽減(半額)相当額を減免**します。

■令和7年度については、小学1～3年生の被保険者が減免の対象となります。
(※初回の申請後、小学3年生までの期間が減免対象となります。)



愛川町観光キャラクター
あいちゃん

1. 減免対象の被保険者

■令和7年度中に小学1～3年生になられる被保険者

※平成28(2016)年4月2日～平成31(2019)年4月1日に出生した被保険者が対象です。

2. 減免額

■対象被保険者の**均等割額の5割軽減(半額)相当額**

※低所得世帯への軽減が適用される世帯は、低所得世帯への軽減後の均等割額から、さらに対象となる被保険者の均等割額の5割軽減相当額の減免を実施します。

※対象被保険者の均等割額の5割軽減相当額を減免しても賦課限度額に達する場合は、賦課限度額が税額になります。

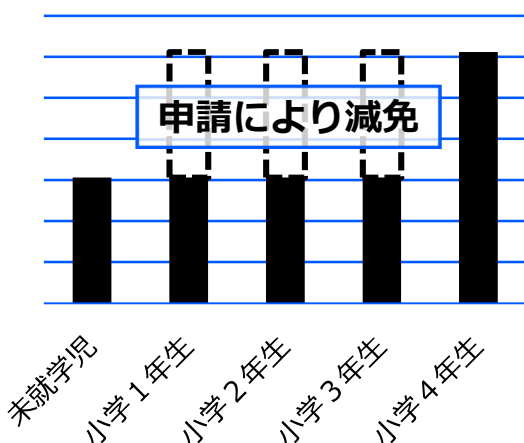
3. 減免申請の方法

■減免申請書に必要事項を記入し、国保年金課窓口または郵送で提出

※対象被保険者一人に対し、一度減免申請書を提出していただくことで、小学3年生まで引き続き減免を行いますので、次年度以降に再度申請書を提出する必要はありません。ただし、納税義務者(世帯主)が変わった場合は、再度減免申請書の提出が必要になります。

※令和7年度に小学2、3年生になられる被保険者について、過年度に減免申請書を提出されている場合は減免申請書の提出が不要になります。

減免による負担軽減のイメージ



4. 減免申請後の税額変更について

■申請による子どもの均等割減免については、町役場で減免申請書を受付した翌月末納期限の分から税額が変更になります(町役場で減免申請書を受付した翌月以降の期別保険税から平準化して減額をします)。町役場で減免申請書を受付した翌月中旬に、税額が変わったことを通知する書類(更正通知)を発送しますので、変更後の税額などは更正通知をご覧ください。

ご不明な点は
お問い合わせください

愛川町役場 民生部 国保年金課 収納班
電話 046-285-2111 (内線)3381、3382